

令和4年度かわさき基準（K I S） 認証福祉製品公募要領



令和4年5月

目 次

1 はじめに.....	1
2 かわさき基準（KIS）認証事業の概要	1
3 募集対象製品等（かわさき基準（K I S）認証福祉製品）	3
4 申請にあたっての留意事項.....	6
5 年間スケジュール（予定）	8
6 認証審査について	8
7 申請書記入項目の解説	12

【お問合せ先】

〒210-0007 川崎市川崎区駅前本町 11 番地2 川崎フロンティアビル 10 階
川崎市経済労働局イノベーション推進部成長産業担当
電 話：044-200-3226 FAX：044-200-3920
メール：28innova@city.kawasaki.jp

1 はじめに

川崎市は、令和3年8月、「Kawasaki Welfare Technology Lab（カワサキ ウェルフェア テクノロジー ラボ）」（以下、「ウェルテック」という。）を開設し、東京工業大学、産業技術総合研究所と共同で福祉製品等の開発に取り組む企業に対して安全性・性能等評価等を通して技術的助言等を行うことによって製品化に向けた伴走支援を実施しています。

なお、このウェルテックを拠点とし、市内企業等が取り組む福祉製品・サービス等の新規開発や改良に対して、介護現場のニーズを的確に把握する機会の提供や、大学・研究機関の有する科学的知見に基づく助言等を行い、福祉製品等の開発と市場参入を促進し、市内の福祉産業の振興を図ることを目指しています。

かわさき基準（KIS）認証事業については、昨年度に引き続き、募集対象者を川崎市内の企業を中心とし、認証過程で一部の製品に対しウェルテックにおける安全性・性能等評価を実施致します。

ウェルテック評価と福祉施設等におけるモニター評価を組み合わせることで、かわさき基準への理念の適合や、製品・サービスの機能等の有効性を多角的に評価し、利用者にとってより利便性の高い福祉製品の認証を行ってまいります。

2 かわさき基準（KIS）認証事業の概要

（1）かわさき基準（KIS：Kawasaki Innovation Standard）とは

かわさき基準（KIS）は、「自立支援」を中心とした8つの理念により構成され、優れた福祉製品を認証し、認証製品の活用・普及促進による新たなライフスタイル・ワークスタイルの確立を推進するなど、人の生活全般を豊かにする新たな産業の振興を通じ、市内産業の活性化を図ることを目的に、川崎市が独自に定めた利用者にとって最適な福祉製品のあり方を示した基準です。



（2）かわさき基準（KIS）の理念

かわさき基準（KIS）では、新たな福祉製品の創出・活用、さらには活用から生じる価値の創造・発信の循環が広く社会に伝播していくために向き合うべき根源的な理念として、「自立支援」を中心概念とする8つの理念を「かわさき基準の理念」として定めています。

理念	概要
人格・尊厳の尊重	利用者の人格や尊厳が尊重されていること
ニーズの総合的把握	利用者の心理的・身体的・社会的ニーズを総合的に捉えていること
利用者意見の反映	福祉製品の開発過程に利用者が参加し、その意見が反映されており、利用者が利用したくなるような福祉製品であること
自己決定	サービスの提供過程において、十分な説明と理解がなされ、利用者本人の自己決定に基づいて行われるよう配慮されていること
活動能力の活性化	利用者の残存能力を引き出し、心理的・身体的・社会的活動能力が活性化されるように配慮されていること
利用しやすさ	必要なサービス・相談・アフターフォローが利用者の身近なところで速やかに提供されていること
安全・安心	サービスの提供過程において、安全・安心が保障されていること
ノーマライゼーション	できる限り住み慣れた環境で社会生活を営むことができるように配慮されていること

(3) かわさき基準（KIS）認証事業の構成

かわさき基準（KIS）認証事業は、次の取組により構成されます。

- ① 申請された製品の中から、認証福祉製品を選び、広く公表する取組
- ② 認証事業者とともに、認証福祉製品の活用を促し、新たな価値を創造・発信する取組

(4) かわさき基準（KIS）認証

かわさき基準（KIS）認証では、利用者目線のモニター評価を実施することで、利用者にとって優れた福祉製品を認証しています。平成20年度に認証事業を開始し、令和3年度までの14年間で275製品の認証を行ってきました。なお、令和3年度は、9製品の応募があり、7製品を認証しました。

3 募集対象製品等（かわさき基準（K I S）認証福祉製品）

（１）募集対象製品

募集対象製品は、①～⑤のそれぞれに掲げる項目について、いずれかに該当し、⑥の募集条件を満たす必要があります。また、川崎市外の企業の製品は、（＊）介護ロボットの重点６分野に該当する必要があります。

【介護ロボットの重点６分野】

移動支援、移乗支援、入浴支援、排泄支援、介護業務支援、見守り支援（コミュニケーション）。（厚生労働省HPより）

① 製品の種類

ア 介護保険の対象となる福祉用具、障害者総合支援法に基づく補装具、日常生活用具

イ 共用品・ユニバーサルデザイン製品

ウ 自助具、介護・介助支援機器

※以下の項目に該当する製品は、対象外となります。

【対象外となる製品】

- ・健康増進のみを目的とする製品で、利用者本人や介護者へのフィードバックが困難なもの。モニター効果が出ない製品。 例）マッサージ機・健康食品等
- ・使用場面が理学療法士や作業療法士等のリハビリテーション職が提供するリハビリテーションに限定される製品（福祉施設でしか使用できない製品、一定の資格・知見を有していなければ使用できない製品等）
- ・医薬品医療機器等法における医療機器

② 製品を活用することで解決する課題【目的】

ア 本人の自立支援を促す新たな在宅ケアモデルの実現

イ 施設や家庭内等での介護者・介助者負担の軽減

ウ ダイバーシティのまちづくりの推進

③ 想定する利用者(被介護者・被介助者)の状態 【対象者】

ア 加齢による身体機能低下

イ 加齢による認知機能低下

ウ 四肢等の身体障害（片麻痺、全麻痺（脊損・頸損など）、ALS、リウマチ、その他）

エ 視覚障害・聴覚障害・言語障害

オ 内部障害（内臓機能疾患）

カ 知的障害・発達障害・精神障害

④ 利用場所(希望するモニター先)【環境】

- ア 高齢者施設（通所リハ、短期入所、在宅・訪問型、老人ホーム・特養、その他）
- イ 障害者支援施設（通所、入所、その他）
- ウ 利用者の自宅
- エ 屋外
- オ その他

⑤ 想定する利用者(被介護者・被介助者)の活動【活動シーン】

- ア 移動・移乗
- イ 入浴
- ウ 排泄
- エ 更衣・整容
- オ 食事
- カ 睡眠
- キ コミュニケーション
- ク 姿勢保持
- ケ その他の動作・認知

⑥ 募集条件

募集対象製品は、次の条件を満たす必要があります。

○令和4年7月29日までに、販売開始している製品

○令和4年7月29日までに、日本での販売・導入実績がある製品

○令和5年3月中旬【予定】の「令和4年度かわさき基準（K I S）認証福祉製品発表」に公表でき、かつ原則として公開展示できるもの

○モニター評価を行うにあたり、次の条件に合致しない製品

- ・モニター評価を行うにあたり、福祉施設の職員に対して、現地での製品説明を行わないと、使用方法を理解することが困難な製品
- ・モニター評価に時間を要する製品（1 製品 1 か月以上） 等

【注意事項】

- ・一次審査又は二次審査において、条件を満たしていない、または居室へ事業者が立ち入ったうえで製品設置が必要、新型コロナウイルス感染が疑われ、モニター評価が実施できないと判断された場合は「選考対象外」とさせていただきます。
- ・新型コロナウイルス感染防止により、多くの施設は立入不可となっているため、製品を郵送したうえで、ビデオ会議の遠隔システムで施設スタッフに製品説明を行っていただきます。

(2) 募集対象者

かわさき基準の理念に該当する福祉製品を製造・販売している国内の会社であり、次のいずれかに該当する企業が対象となります。

○川崎市内に事業所等の拠点をもち、当該製品の開発や製造を行う企業

○川崎市内に拠点をもち、当該製品の販売を行う企業

○川崎市内への拠点の立地を具体的に検討している川崎市外の企業

○川崎市内に拠点をもち、共同で製品の開発を（予定）している川崎市外の企業

※立地の具体的な検討については、認証期間の令和5年度からの3年間で明確な進展が見られる等の展望がある場合を想定しています。

※共同での製品開発とは、技術分野での連携等による開発を想定しており、市内施設でのモニター評価等は含みません。

※海外で製造された製品の場合は、国内代理店からの申請を受け付けます（海外事業者から直接の申請はできません。）。

※NPO 法人、任意団体、個人事業主等が福祉製品を製造・販売している場合についても代理店からの申請を受け付けます（NPO 法人等から直接の申請はできません。）

(3) 申請手続き

かわさき基準推進事業実施要綱に定める「かわさき基準認証申請書（様式1）」を含む、次の10種類（①～⑩）の申請書類及び「電子データを格納したCD-R」1枚（⑪）を目次に記載する【提出先】に提出してください。

【申請書類一覧】

No.	申請書類
①	かわさき基準認証申請書（様式1） 1部
②	令和4年度かわさき基準（KIS）認証福祉製品 基本情報・審査情報シート 1部
③	製品のカatalog又はパンフレット 1部
④	取扱説明書又はこれに代わるもの 1部
⑤	会社案内又はこれに代わるもの 1部
⑥	生産物賠償責任保険の証明書（写）又はそれに類するもの 1部
⑦	JIS、ISO、SG、CEなどの認証がある場合は、その証明書（写） 1部
⑧	公的試験場で安全基準に関する検査を実施している場合はその書類（写） 1部
⑨	モニター評価を実施している場合、その結果がわかる資料 1部
⑩	提出物チェックリスト（新規認証製品用）
⑪	上記①～⑩の電子データを格納したCD-R 1枚

【注意事項】

- ・複数の製品を申請する場合は、製品ごとに申請書及び申請書類を提出してください。
※製品のバージョンの違いなど「申請単位」の判断が難しい場合は、御相談ください。
- ・証明書等で未提出の書類があった場合は、その事実はないものとみなします。
※「モニターを実施している。」と記載しているものの、その結果が分かる資料が未提出の場合は、モニター実績なしとして扱います。

4 申請にあたっての留意事項

(1) かわさき基準（K I S）認証に係る費用

モニター評価に要する費用（製品の郵送料、ビデオ会議に係る通信費等）、「令和4年度かわさき基準（K I S）福祉製品認証式」での製品展示に係る費用等は全て、申請者に負担いただきます。

(2) 情報の公開

認証された製品に関して申請者から提供された情報（製品画像、製品PR、販売価格等）のうち公開を想定したもの（詳細は「7 申請書記入項目の解説」参照）については、かわさき基準認証事業の広報のために使用いたします。また、認証審査終了後に、認証福祉製品について、「総合評価」をウェブサイトにて公開します。

なお、申請者から提供された情報（製品画像、製品PR、販売価格等）及びその審査内容については、認証に至らなかった製品を含め、当該製品の申請者以外からの開示請求には一切応じません。

(3) 守秘義務

川崎市及び認証審査等の業務に係る関係者は、申請者に関する非公開情報や審査を通じて得られた秘密情報について、守秘義務を負います。

(4) 申請者の責任に帰する事項

申請製品に関する知的財産権、品質、性能、安全性等の要件やその販売に関して生じた問題の責任については、申請者が負うものとし、川崎市はその一切の責任を負いません。また、かわさき基準の申請により、生じた紛争についても、川崎市ではその一切の責任を負いません。

(5) 認証の取消し

かわさき基準認証福祉製品について、下記のような事実が判明した場合、川崎市はその認証を取り消すことができます。

【取消事項】

- ・認証福祉製品が、その機能的欠陥等から社会的に著しい損害を与えた場合

- ・ 認証福祉製品が、他者の知的財産権を侵害していると公に認められた場合
- ・ 申請者が、公募要領等に定められた規定に違反した場合

(6) 認証期間

認証期間は3年間です。認証期間の更新時には、審査（原則として、書面審査）を実施し、更新を決定します。

5 年間スケジュール（予定）

	公募期間	5月23日（月） ～7月29日（金）
一次審査	書類審査・庁内審査	8～9月上旬
	一次審査結果通知（文書）	9月中旬
二次審査	ウェルテック評価と モニター評価	10月下旬 ～12月下旬
	庁内審査	1月中旬～2月上旬
認証製品発表	認証結果通知（文書）	2月下旬
	認証福祉製品発表	3月上旬
	認証式・認証福祉製品展示会	3月中旬

6 認証審査について

（１）審査の視点（かわさき基準認証製品）

かわさき基準の認証にあたっては、基本的視点、産業的視点、社会的視点、新規的視点での審査を行っています。

① 基本的視点

- ・かわさき基準の理念（P2）に適合しているか
- ・製品の活用による「将来的な福祉課題への対応」に具体性があるか

② 産業的視点

具体的な福祉課題に新技術や既存の技術をどのように対応させ、課題を解決しているか。

③ 社会的視点

モノ（製品）の活用により、「新たな在宅ケアモデルの構築」、「介護者・介助者負担の軽減」、「ダイバーシティ社会の実現」のいずれかに該当する新たな社会モデルの構築に向けて、価値の提案を行っているか。

ア 新たな在宅ケアモデルの構築

本人の自立支援を促進し、本人が望めば、自宅で最期を迎えることができるような「新たな在宅ケアモデルの構築」を実現する製品

イ 介護者・介助者負担の軽減

製品を活用することで介護者・介助者の負担軽減を実現する製品

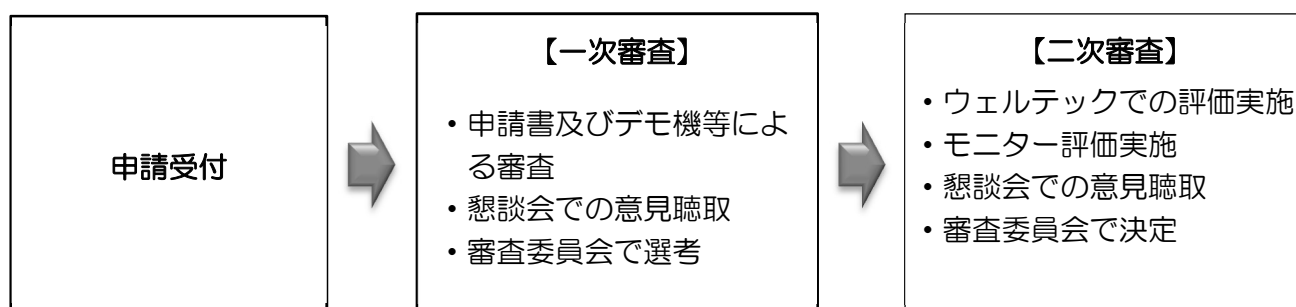
ウ 「ダイバーシティ社会の実現」の推進

障害の有無に関わらず活躍できるダイバーシティ社会の実現に具体的に寄与し、新たな価値を創造する製品

④ 新規的視点

利用者のニーズを捉え、潜在化していた価値を新しい価値として生み出している製品

(2) 審査の流れ



(3) 一次審査

一次審査は、提出された申請書等とデモ機（製品サンプル）をもとに実施します。

デモ機の提出方法等については、申請書確認後（8月上旬頃）に御連絡致します。

製品が大型のため搬送できない等の理由から、提出が難しい場合については、事前に御相談ください。

懇談会での外部専門家の意見を聴取した後、庁内での審査委員会で選考します。

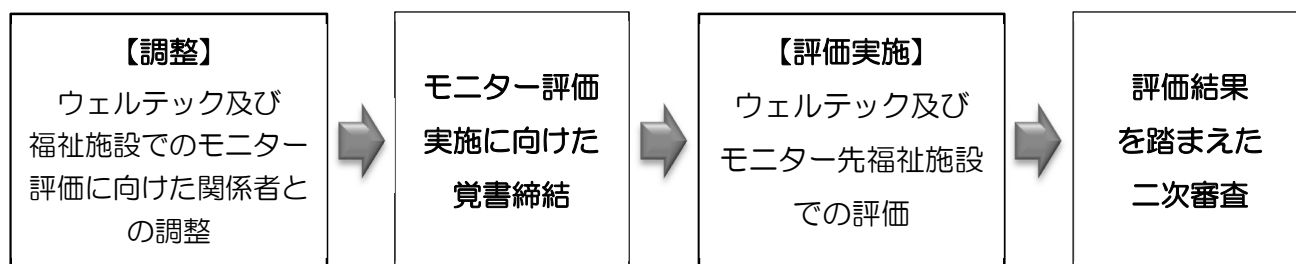
一次審査の結果については、9月中旬を目途に一次審査結果を文書にて通知します。

【デモ機の提出に当たっての留意事項】

- ・ 原則として、審査終了後（3月頃）に返却いたします。
 - ※ 大型の製品の提出・返却方法は要相談となります。
 - ※ 提出後（審査中）の一時返却等も可能です。御相談ください。
 - ※ 消耗品の場合は、返却できません。
- ・ 型番が複数の場合は、原則として、全ての型番の製品を提出していただきます。
- ・ 提出・返却に要する全ての費用（人員を含む。）は、申請者にて負担いただきます。

(4) 二次審査

【二次審査の流れ】



【調整】

① ウェルテック評価に向けた関係者との調整

一次審査を通過した製品のうち、介護ロボットの重点6分野に該当する製品など、ウェルテックでの定量的評価に適した製品はウェルテックでの評価を行います。

開始日時等について、申請者、川崎市で調整を行います。

② 福祉施設でのモニター評価に向けた関係者との調整

ウェルテックでの評価対象となる製品も含め、一次審査を通過した製品はすべて福祉施設等でモニター評価を行います。基本情報・審査情報シートに記載された「想定する利用場所」、「想定する利用者」や福祉製品に関する専門家の意見等を踏まえ、モニター評価機関・開始日時・期間について、申請者、川崎市、モニター評価機関先で調整を行います。

モニター評価の開始にあたっては、川崎市が指定する日時・モニター評価場所に製品を搬入・搬出していただきます。

③ モニター評価実施に向けた覚書締結

モニター評価を実施するにあたり、モニター評価者の安全確保のため、川崎市が仲介者として調整した上で、申請者とモニター評価機関との間で、覚書を締結していただきます。覚書のひな型は川崎市で用意いたします。

【覚書に関する注意事項】

- ・覚書の記載内容については、個々の状況によって調整することが可能です。
- ・必要に応じて、覚書の他に損害保険に加入していただく場合や公的試験等での検査を依頼する場合があります（この際の、費用は全て申請者の負担となります。）。

【評価実施】

④ ウェルテックでの評価

川崎市複合福祉センター「ふくふく」内、「Kawasaki Welfare Technology Lab」のベッド・トイレ等を備える模擬生活環境ラボにおいて、東京工業大学、産業技術総合研究所と連携して科学的知見に基づく製品の安全性・性能等評価を実施します。（これまでの事例では、見守り機器の睡眠時・起床時の様々な体勢での発報状況の検証や、排尿予測支援デバ

イスの安全性の検証などに取り組んでいます。)

なお、リスク要因抽出、安全性・性能分析等評価結果については申請者にフィードバックし、その後希望する企業に対して改良等に向けた伴走支援を行います。

また、伴走支援の一環として、「ふくふく」内に高齢者施設での製品の利用状況の動画撮影データを用いた高度な製品検証・評価等も行っています。

⑤ モニター先福祉施設での評価

モニター先福祉施設において、当事者、介護従事者によるモニター評価を実施します。

川崎市が選定した複数の福祉施設において、各 1 か月程度の長期のモニター評価を実施し、利用者や施設スタッフのアンケート調査・ヒアリング調査等を行います。

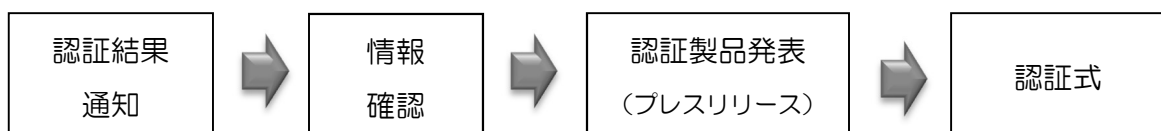
調査結果については、申請者にフィードバックいたしますので、高評価な点は製品の PR に、課題として挙げられた点は製品の改良のヒントにも活用いただけます。

【モニター評価の流れ】

- ・ 3か所（機関）程度でモニター評価を実施いたします。
- ・ 原則として、一次審査の際に提出いただいたデモ機とは別にモニター評価用として、公募対象製品（デモ機）の提出が必要です。
- ・ モニター評価開始時、ビデオ会議にて、モニター先への製品説明等をお願いします。
- ・ モニター評価に要する費用（製品の搬入・搬出、ビデオ会議等の通信費等）は、全て申請者の負担となります。

評価結果を踏まえて、懇談会での外部専門家の意見を聴取した後、庁内での審査委員会で選考します。

（５）認証製品発表



① 認証結果通知

認証結果とモニター評価での主な意見をまとめたモニター意見書を併せて2月下旬に送付いたします

② 情報確認

認証製品については、3月上旬（予定）の認証製品発表にあたって、認証製品に関する情報（製品名、公表画像、連絡先等）の確認を行います。

③ 認証製品発表

「令和4年度かわさき基準（KIS）認証福祉製品」を発表し、プレスリリースするとともに、川崎市のウェブサイトにて認証結果を公開します。認証事業者は、この発表日をもって認証結果を自ら公表することができます。

なお、認証事業者は、認証の証である「KIS マーク」を使用し、広報や販売促進活動を展開することができます。詳細は、「かわさき基準ロゴマーク使用に関する要領」に定めるところによります。

④ 認証式

認証事業者には、令和5年3月中旬【予定】に開催する「令和4年度かわさき基準（KIS）福祉製品認証式」に出席いただきます。

※新型コロナウイルス感染の状況を踏まえて、開催の可否や手法を決定させていただきます。

詳細は認証結果とともにお知らせさせていただきます。

7 申請書記入項目の解説

（1）かわさき基準認証申請書（様式1）

① 住所、事業者名、代表者名

住所、事業者名、代表者名を記載してください。原則として、記載いただいた事業所名等を認証された場合に交付させていただく認証証書に記載させていただきます。

注意事項

○「川崎市内に拠点をもち、当該製品の販売を行う企業」として申請される場合は、「住所」「事業者名」「代表者名」を開発や製造を担う企業と併記するようお願いいたします。

○「川崎市内に拠点をもち、共同で製品の開発を（予定）している川崎市外の企業」として申請される場合は、川崎市内に拠点をもち、共同で製品の開発を（予定）している川崎市外の企業と「住所」「事業者名」「代表者名」も併記するようお願いいたします。）

② 申請福祉製品名

申請する福祉製品名を記載してください。原則として、記載いただいた福祉製品名等を認証された場合に交付させていただく認証証書に記載させていただきます。

（2）令和4年度かわさき基準（KIS）認証福祉製品 基本情報・審査情報シート

「令和4年度かわさき基準（KIS）認証福祉製品 基本情報・審査情報シート」に記載いただく項目の一覧です。

※ 表記の字数は、スペース・記号等も1文字としてカウントします。

※ （公開）と記載されている項目は、認証発表後に公開します。

① 基本情報

ア 基本事項

I 申請事業者情報（非公開）

開発・製造事業者または販売代理店（取扱店）のいずれかを選択

注意事項

複数の販売代理店が申請される場合は、行を増やして入力してください。

（ただし、認証証書には複数の企業名が並列して記載されます。）

共同開発で申請される場合は、2 者の情報を入力してください。

（ア）申請事業者名（公開）

（イ）代表者名【役職・氏名（ふりがな）】（公開）

申請者（会社）の代表者の役職及び氏名（ふりがな）を記載してください。

例）代表取締役社長 ●●

（ウ）所在地（公開）

郵便番号・都道府県から記載してください。

（エ）問合せ先 電話番号（公開）

問合せ先の電話番号を記載してください。

（オ）担当者名【所属・役職・氏名】、担当者住所、問合せ先（非公開）

担当者の所属、役職、氏名、住所及び問合せ先を記載してください。

（カ）申請者の要件

「川崎市内に事業所等の拠点をもち、当該製品の開発や製造を行う企業」、「川崎市内に拠点をもち、当該製品の販売を行う企業」、「川崎市内への拠点の立地を具体的に検討している川崎市外の企業」「川崎市内に拠点をもち、共同で製品の開発を（予定）している川崎市外の企業」の4つのうちから1つ選択してください。川崎市外企業の方は、申請製品が介護ロボットの重点6分野の内、該当する項目を選択してください。川崎市内企業の方は、介護ロボットの重点6分野対象外の製品も申請対象となります。

*以下（キ）から（サ）は該当製品のみ記載

（販売代理店が申請する場合、共同開発で申請する場合）

（キ）製造事業者名（公開）

（ク）代表者名【役職・氏名（ふりがな）】（公開）

申請者（会社）の代表者の役職及び氏名（ふりがな）を記載してください。

例）代表取締役社長 ●●

（ケ）所在地（公開）

郵便番号・都道府県から記載してください。

（コ）問合せ先 電話番号（公開）

問合せ先の電話番号を記載してください。

(サ) 担当者名【所属・役職・氏名】、担当者住所、問合せ先（非公開）
担当者の所属、役職、氏名、住所及び問合せ先を記載してください。

(シ) 製品名（公開）

(ス) 製品 PR（15文字以内）（公開）

製品の PR を15文字以内で簡潔に記載してください。

(セ) 型番（公開）

(ソ) 製品の種類（公開）

該当する製品の種類を次の3つのうちから1つ選択してください。

【選択項目】

- ・福祉用具、障害者総合支援法に基づく補装具・日常生活用具
- ・共用品・ユニバーサルデザイン製品
- ・自助具、介護・介助支援機器

(タ) 介護保険対象（公開）

介護保険の「対象」か「対象外」を選択してください。

(チ) TAIS コード番号（公開）

(ツ) 補装具・日常生活用具対象（公開）

補装具・日常生活用具の「対象」か「対象外」を選択してください。「対象」を選択した場合には、どの自治体で対象となっているのかを記載してください（対象自治体名は非公開となります。）。

(テ) J I S ・ I S O コードの取得の有無（非公開）

(ト) 海外の認証コード取得の有無（非公開）

海外の認証コード（CE など）の取得有無を選択してください。「有」の場合には、認証コード名（主なもの）を記載してください。

(ナ) 対象製品の知的財産権の有無（非公開）

「特許権」、「商標権」の有無をそれぞれ選択してください。「有」を選択した場合には、登録番号・出願番号及びその内容を簡潔に記載してください。

(二) 製造上の責任を負う事業者名（非公開）

対象製品の販売・提供にあたり、必要な法規等があれば記載してください。

イ 製品の概況

(ア) 仕様（300文字以内）（公開）

寸法（縦×横×高さ）、重量、面積や製品を特徴付ける素材、製品利用に必要な電力量など仕様に関する事項を300文字以内で記載してください。

(イ) 販売開始年月（公開）

販売開始年月を和暦で記載してください。例）平成31年2月

(ウ) 販売状況（非公開）

昨年度（直近の年度）販売数、累積販売数、主な販売先（在宅、施設種別）を記載してください。

(エ) 販売目標（100字以内）（非公開）

認証後（令和5年度）の目標販売数を記載してください。なお、販売目標は、認証更新の審査時（3年後）の参考とさせていただきます。

(オ) 販売対象地域（公開）

「国内のみ」・「国内・海外」を選択してください。

※ 国内での販売を必須とし、海外を販売対象としている場合は、国内・海外共通仕様の場合のみ対象とします。

(カ) 販売価格（希望小売価格）（公開）

販売価格（希望小売価格）を税抜価格で記載し、消費税の有無を記載してください。

例） 10,000 円（非課税）

10,000 円（税抜価格）

※公開する販売価格（希望小売価格）をオープン価格（価格要問合せ）等とする場合は併せて、「一般的な販売価格」を記載してください。「一般的な販売価格」は、モニター評価及び懇談会の審査に使用しますが、HP等では非公開となります。

※介護保険法に基づく福祉用具貸与の対象となる場合には、テクノエイド協会のホームページで公開されている最頻価格及び平均価格をそれぞれ記載してください。

(キ) 製品の利用条件（100字以内）（公開）

利用方法や場面、利用者制限（身長・体重・可動域等）の有無、インターネット環境や電源の有無等の条件を記載してください。

※ モニター評価（二次審査）の参考にしますので、具体的に記載してください。

ウ 審査用画像・資料/公開用画像

(ア) 審査用画像（非公開）

- ・写真1：メイン画像（JPEG 画像）
- ・写真2：製品を使用している状況が分かる画像（JPEG 画像）
- ・写真3：技術を応用したポイントを表す画像（JPEG 画像）

- ・その他：認証審査時に確認して欲しい補足資料等（JPEG 画像または PDF ファイル）
 - ※ 画像は、JPEG 形式 RGB カラー、500×350 ピクセル相当以上としてください。
 - ※ 画像のファイルサイズは1メガバイト程度としてください。
 - ※ 登録画像のファイル名は半角英数字とし、拡張子（「.jpg」）を必ずつけてください。

（イ）公開用画像（公開）

- ・写真1：ウェブ公開用画像
- ・写真2：展示体験会チラシ及びかわさき基準認証福祉製品パンフレット掲載画像
- ・その他：ウェブ開発・販売チームの写真など
 - ※ 画像は、JPEG 形式 RGB カラー、解像度 350dpi（縦横位置問わず、長辺 190mm 程度）としてください。
 - ※ 認証時のウェブサイト公開写真は、必要に応じてリサイズして使用します。
 - ※ 登録画像のファイル名は半角英数字とし、拡張子（「.jpg」）を必ずつけてください。

② 審査情報

審査に関する事項について記載する項目です。

ア 製品の概要

（ア）製品概要（300 文字以内）（公開）

製品の概要について、一般の方にも分かるよう、簡潔明瞭に記載してください。

（イ）想定する利用場面

- ・想定する利用場面【活動シーン】（公開）

想定する利用場面を「移動・移乗」、「入浴」、「排泄」、「更衣・整容」、「食事」、「睡眠」、「コミュニケーション」、「姿勢保持」、「その他」から選択してください。
- ・想定する利用場面【環境】（公開）

想定する利用場面を「在宅」、「施設」、「在宅と施設の両方」から選択してください。
- ・補足事項（80 字以内）（公開）

想定する利用場面【活動シーン】及び【環境】で、補足する内容があれば 80 字以内で記載してください。

（ウ）想定する利用者（50 字以内）（公開）

想定する利用者を 50 字以内（複数可）で簡潔に記載してください。

【記載例】

- ・加齢により身体機能、認知機能が低下された方
- ・四肢等の身体障害（片麻痺、全麻痺（脊損・頸損など）、ALS）のある方
- ・視覚障害、聴覚障害、言語障害、内部障害（内臓機能疾患）のある方
- ・認知症の初期～中期の方、認知症で徘徊症状のある方
- ・要支援・要支援未満の比較的活動意欲のある方
- ・耳が聞こえにくくなってきたが補聴器を使用していない方
- ・遠距離に住む家族の見守りを必要としている方、日中独居で暮らしている方
- ・腰痛に悩みのある介助・介護者

（エ） 想定する利用場所（50 字以内）（公開）

想定する利用場所を50 字以内（複数可）で簡潔に記載してください。

【記載例】

- ・高齢者施設（特別養護老人ホーム、有料老人ホーム、グループホーム等）
- ・通所系高齢者施設（ディサービス事業所等）
- ・障害者施設（通所・入所）
- ・在宅（インターネットの環境のある屋内）
- ・屋外

「（ウ） 想定する利用者」及び「（エ） 想定する利用場所」に記載された情報をもとに、二次審査におけるモニター機関（評価先）を検討します。

イ 製品の詳細

（ア） 開発の背景（200 字以内）（公開）

製品開発・販売を始めるまでの市場動向や社会背景、開発・販売を始めたきっかけについて 200 字以内で記載してください。

（イ） 企画・開発・販売の意義（200 字以内）（公開）

製品の企画・開発・販売によって、ユーザーや社会に対して新たに提案・提供しようとした価値や、その提案・提供によって得ようとした効果について記載してください。

（ウ） 創意工夫（200 字以内）（公開）

製品の企画・開発において、新技術や既存の技術を応用した点など創意工夫を行った事項について記載してください。

(エ) 社会へのメッセージ（300 字以内）（公開）

具体的に社会に対して提案・提供している価値やその提案によって得られる効果などを300 字以内で記載してください。

「イ 製品の詳細」の項目（（ア）開発の背景、（イ）企画・開発・販売の意義、（ウ）創意工夫、（エ）社会へのメッセージ）については、認証後に川崎市のウェブサイトにて、公表いたします。

(オ) 事故の発生状況（100 字以内）（非公開）

申請製品について、事故が発生したことがある場合は、その件数及び事故の内容を100 字以内で具体的に記載してください。なお、事故の発生した実績がない場合は、「事故の発生した実績はありません。」と記載してください。

③ かわさき基準の理念との適合

ア 理念1：人格尊厳の尊重

(ア) 利用者の人格、人権に配慮した点

利用者の人格や尊厳に配慮した点、ライフサイクル（日常生活）に対して配慮した点を200 字以内で記載してください。

【記載例】

- ・利用者が恥ずかしさを感じたり、使用を躊躇するようなことがないように製品に●●●の要素を追加した。
- ・利用者の日常生活のパターンを壊さないように●●●ができるように配慮した。

イ 理念2：ニーズの総合的把握

(ア) 把握した利用者ニーズ

製品開発において、把握した利用者ニーズを50 字以内で簡潔に記載してください。

※ 3つまで記載できます。

【記載例】

- ・障害があっても「前向きな気持ちで外出したい」という心理的ニーズ
- ・下肢障害があっても「自分で移動したい」という機能性に関するニーズ
- ・地震や火災などのもしもの時に「防災にも活用できる」という社会的ニーズ

(イ) ニーズを製品に反映した点

把握した利用者ニーズを製品のどの部分（機能）に反映させたかを150字以内で簡潔に記載してください。

【記載例】

- ・利用者の「前向きな気持ちで外出したい」という心理的ニーズを製品のスタイリッシュなデザイン性に反映させた。
- ・「自分で移動したい」というニーズを製品の●●●という構造に反映させた。

(ウ) 環境負荷の低減に配慮した点

製造から廃棄までの製品のライフサイクルにおいて、環境負荷の低減に配慮した点があれば100字以内で記載してください（ある場合のみ）。

【記載例】

- ・環境負荷の低減に寄与するため、リユース（再利用）やリサイクルが容易な●●●●という素材を使用している。

ウ 理念3：利用者意見の反映

(ア) モニター評価実施の有無

モニター評価実施の「有」、「無」を選択してください。

※ 「有」を選択する場合には、必ずその結果が分かる資料を提出してください。提出できる資料がない場合は、「無」を選択してください。

(イ) 実施したモニター評価の内容

モニター評価の内容（いつ、どこで、誰に）を100字以内で簡潔に記載してください。

【記載例】

- ・平成20年5月に特別養護老人ホーム●●の入居者〇〇人に対してモニター評価を実施した。（詳細は別添資料参照）

(ウ) 専門家評価実施の有無

専門家評価実施の「有」、「無」を選択してください。

※ 「有」を選択する場合には、必ずその結果が分かる資料を提出してください。提出できる資料がない場合は、「無」を選択してください。

(エ) モニター評価及び専門家評価の公表の有無

モニター評価及び専門家評価の公表「有」、「無」を選択してください。

※ 「有」を選択する場合には、必ずそのことが分かる資料を提出してください。提出できる資料がない場合は、「無」を選択してください。

【記載例】

- ・HPの該当部分のコピー（自社のHPで公表している場合）
- ・チラシ等
- ・論文等の該当部分

(オ) モニター評価や専門家意見を製品に反映させた点

モニター評価での利用者意見や専門家の意見を製品に反映させた点を200字以内で記載してください。

【記載例】

- ・モニター評価での「持ち運び（重量）に対して課題がある」との利用者意見に対し、〇〇kgから〇〇kgへ軽量化することで製品に反映した。

エ 理念4：自己決定

(ア) 情報提供において配慮した点

HP、パンフレット等において、製品に関する情報を容易に入手できるように配慮した点を150字以内で記載してください。

【記載例】

- ・自社のHPにおいて、製品の使用方法や着用方法を分かりやすく動画で説明することで、利用者が製品を購入しやすくなるように配慮した。

(イ) 使用、修理において配慮した点

使用方法、修理の問合せ等で配慮した点を100字以内で記載してください。

【記載例】

- ・WEBページや取扱説明書で問合せ先を明記するとともにQAを掲載することで、利用者が製品の使用方法や修理等の問合せを容易に行えるように配慮した。

オ 理念5：活動能力の活性化

(ア) 製品を使用することで期待される効果や効能

製品を使用することで期待される効果や効能を80字以内で記載してください。

※ 簡潔かつ具体的に記載してください。※ 最大5つまで記載することができます。

【記載例】

- ・洗練されたデザイン性で外出が楽しくなる。
- ・下肢障害のある方でも自然と自分の足が動くことを体感できる。
- ・簡単に着脱できることで、介護職員の負担にならない。
- ・全く違和感なく着用できる。
- ・オムツ等の消費財が減少する。
- ・背上げの際の圧迫感や体のすり落ちを軽減できる。
- ・日常生活の不便さが解消され、利用者のQOLが減少する。
- ・コンテンツ内容が充実しており、利用者が自発的に参加したくなる。

(イ) 製品の新規性（既存の類似製品にはない特徴）

既存の類似製品にはない特徴（製品の機能、デザイン、価格等）を具体的に類似製品と対比した上で、200字以内で記載してください。

【記載例】

- ・既存の類似製品には類をみない●●を製品の機能に追加しており、利用者がより快適なリクライニング姿勢をとることができる
- ・既存の類似製品は100,000円程度の価格設定であるところ、約半額の50,000円で提供しており、「販売価格」に新規性がある。

(ウ) 提案する社会的価値

モノ（製品）の活用により提案する社会的価値を「新たな在宅ケアモデルの構築」、「介護者・介助者負担の軽減」、「ダイバーシティ社会の実現」から選択してください。

カ 理念6：利用しやすさ

(ア) 購入のしやすさ（販売価格等）において配慮した点

製品が身近なところで速やかに提供されるように配慮した点について200字以内で記載してください。

【記載例】

- ・製品の市場性を確保し、利用者が購入・補修が安価で行うことができるように利用者が購入しやすい価格で提供することで、経済性に配慮した。

キ 理念7：安全・安心

（ア）安全性に関して配慮した点

製品利用に際して、安全性や機能性の確保に関して配慮した点を 200 字以内で記載してください。また、生産物賠償責任保険に加入している場合は証明書（写）等を併せて提出してください。

【記載例】

- ・長期的（反復的）な使用や想定しにくい使用の場合にも安全性が担保できるように●●●の素材を使用する工夫を行った。

ク 理念8：ノーマライゼーション

製品利用を通じて、できる限り住み慣れた環境で社会生活を営むことができるよう配慮した点を 200 字以内で記載してください。

【記載例】

- ・製品の機能に●●●を追加することで、自宅や施設などの生活環境で、自立した暮らしを送れるように配慮した。



Colors, Future!

いろいろって、未来。

川崎市

2022.5.23